

平成 29(2017)年 4 月 10 日

明石市競争入札等参加資格登録者 各位

明石市総務局財務室契約担当

低入札価格調査時における数値的判断基準の改正について

明石市公共工事低入札価格調査実施要領第 9 条第 1 項で定めている「数値的判断基準」について、以下のとおり改正します。

改 正 前	<p>1 工事費内訳書の調査基準</p> <p>(1) 数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。</p> <p>(2) 材料、製品は、設計仕様に適合した品質・規格であること。</p> <p>(3) 建設廃棄物は、適正な処理費用を計上していること。</p> <p>(4) 直接工事費は、設計金額の 75%以上であること。</p> <p>(5) <u>土木一式工事にあつては、各工種金額(中項目等主要項目)は設計金額の 50%以上であること。(削除)</u></p> <p>(6) 共通仮設費積上分(指定仮設分)は、設計金額の 75%以上であること。</p> <p>(7) 共通仮設費率計上分(準備費・安全費等)は、設計金額の 50%以上であること。</p> <p>(8) 現場管理費と一般管理費等の合計額が設計金額の 55%以上であること。</p>
改 正 後	<p>1 工事費内訳書の調査基準</p> <p>(1) 数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。</p> <p>(2) 材料、製品は、設計仕様に適合した品質・規格であること。</p> <p>(3) 建設廃棄物は、適正な処理費用を計上していること。</p> <p>(4) 直接工事費は、設計金額の 75%以上であること。</p> <p>(5) 共通仮設費積上分(指定仮設分)は、設計金額の 75%以上であること。</p> <p>(6) 共通仮設費率計上分(準備費・安全費等)は、設計金額の 50%以上であること。</p> <p>(7) 現場管理費と一般管理費等の合計額が設計金額の 55%以上であること。</p>

※上記の基準は、平成 29 年 4 月 10 日以後に公告(通知)する案件から適用する。

低入札価格調査時における数値的判断基準

明石市公共工事低入札価格調査実施要領第9条第1項で定めている「数値的判断基準」は、次のとおりである。

1 工事費内訳書の調査基準

- (1) 数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。
- (2) 材料、製品は、設計仕様に適合した品質・規格であること。
- (3) 建設廃棄物は、適正な処理費用を計上していること。
- (4) 直接工事費は、設計金額の75%以上であること。
- (5) 共通仮設費積上分（指定仮設分）は、設計金額の75%以上であること。
- (6) 共通仮設费率計上分（準備費・安全費等）は、設計金額の50%以上であること。
- (7) 現場管理費と一般管理費等の合計額が設計金額の55%以上であること。

2 「数値的判断基準」の調査結果

最低価格入札者から提出された工事費内訳書について、上記1の調査基準を満たすか否かを審査し、基準を全て満たす場合は「数値的判断基準」を満たしているとして「適」の調査結果とする。

ただし、1項目でも基準を満たしていない場合は「不適」の調査結果とする。

※上記の基準は、平成29年4月10日以後に公告（通知）する案件から適用する。